

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
千葉県用水総合管理所長 土田百合子
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 千葉県総管操作室外空調設備点検業務（オープンカウンター方式による）
- 2 業 務 場 所 千葉県八千代市村上3139 独立行政法人水資源機構千葉県用水総合管理所操作室ほか
- 3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 令和8年10月15日 まで
- 4 内 容 等 別途交付する仕様書等のとおり

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見積参加要件 本店、支店又は支店等が千葉県内に所在すること。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
 - 1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
 - 2) 提 出 方 法 電子メール(又はFAX)による。
なお、電子メール(又はFAX)に抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
 - 3) 見 積 書 提 出 期 限 令和8年8月13日 10:00 まで
 - 4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構千葉県用水総合管理所
電子メール nyukei_chiba@water.go.jp FAX番号 047-483-0709
 - 5) 担 当 者 経理課 岩淵
 - 6) 質 問 書 提 出 期 限 令和8年8月7日 10:00 まで
 - 7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
 - 8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年08月14日までとします。
 - 9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 見積依頼書等をダウンロードし、見積依頼書等の交付受領書を提出した後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌営業日までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
 - 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
 - 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。
 - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじ用数値については、見積依頼書等の交付受領書に任意の3ケタの数字をご記入ください。
 - 4) 契約の相手方として決定した場合には、担当者の指示するところにより、速やかに契約書または請書を作成するものとします。なお、契約金額が100万円以下の場合は、契約書及び請書を省略することができます。

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 経理課 岩淵			
	電話番号	047-483-0722	FAX番号	047-483-0709
	メールアドレス	nyukei_chiba@water.go.jp		
発信者 (※必須)	(住所)			
	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			

以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。

○見積依頼件名

千葉総管操作室外空調設備点検業務

○くじ用数値

くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

○見積辞退について

見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

○同方式の承諾

「独立行政法人水資源機構千葉用水総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐ 承諾する

千 葉 総 管 空 調 設 備 点 検 業 務

仕 様 書

令和8年7月

独立行政法人水資源機構

千葉用水総合管理所

第1節 適用

この仕様書は、千葉総管空調設備点検業務（以下「本業務」という。）に適用する。

第2節 概要

1. 本件は、千葉用水総合管理所施設に設置している空調設備の正常な動作及び機能維持を図るために点検及び清掃業務を行うものである。

2. 業務場所

- (1) 千葉県八千代市村上 3139 独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所
操作室・電気室・
- (2) 千葉県印旛郡栄町大字和田字外下耕地 176 印旛機場
- (3) 千葉県印旛郡栄町酒直 1737 酒直機場

3. 業務期間

契約締結の翌日から令和8年10月15日までとする。

第3節 履行設備

履行設備は、別表－1による。

第4節 業務履行内容及び履行回数

1. 業務履行内容

業務履行内容は、次のとおりとする。

- (1) 室内外機の運転状態、外観、温度、異音、異臭、水漏れ等の点検及び測定
- (2) 冷媒管の圧力及びガス漏れ等の点検
- (3) 開閉器及び遮断器の外観、異音、異臭等の点検
- (4) 電線及び配管の外観点検
- (5) フィルターの清掃
- (6) 室外機発錆部分のタッチアップ
- (7) 点検の結果修理が必要と判明した機器に関する修理内容のとりまとめ及び見積の作成

なお、印旛機場の操作室空調（ダイキン工業(株)製）については、エラー（リモコン表示内容：ユニット0 異常コードE3）が発生し、空調が停止した実績が数回発生しているため、特に詳細に点検を行うものとする。

(8)その他、必要と認められるもの

2. 履行回数

履行回数は年1回とし、実施時期・時間帯等においては担当職員との協議による。

第5節 提出書類

受注者は、次に掲げる書類を作成し提出するものとする。

提 出 書 類	部 数	提 出 期 限	摘 要
点 検 業 務 報 告 書	1 部	業 務 期 間 終 了 ま で	点検記録簿等 (点検写真含む)

第6節 履行注意

本業務の履行にあたっては、他の既設設備及び構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとする。万一、損傷を与えた場合は、ただちに担当職員に報告するとともに、受注者の負担において修復又は取替えを行うものとする。

以下余白

空調台数一覧表

別表－1

場所	設置場所	個別の部屋	製造者名	室内機	室外機	台数	備考
千葉用水総合管理所	1F	電気室	三菱重工	FDFVP2244H4AG	FDCVP2244H	1台	自立型
	2F	通信機械室	ダイキン工業(株)	FXYSP71D	RQYP160DB	2台	ビルマルチ
			ダイキン工業(株)	FVP140A	RZYP140A(E)(H)	1台	床置型
		操作室	ダイキン工業(株)	FXYSP90D	RQYP500DB	6台	ビルマルチ
	無線室		日立エアプライアン	RPK-GP80K1	RAS-GP80RSH1	1台	

場所	設置場所	個別の部屋	製造者名	室内機	室外機	台数	備考
印旛機場	操作室 (通信機械室含む)		ダイキン工業(株)	FXYSP140KC	RSXYP450L	3台	ビルマルチ
			ダイキン工業(株)	FVP1608A	RP160BB	1台	ビルマルチ
酒直機場	操作室		日立	RPC-GP112K3	RAS-GP112RSH3	1台	
	通信機械室		日立	RPC-GP160K3	RAS-GP160RSH3	1台	